

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の
整備に関する政令新旧対照条文目次

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）（第一条関係）―― 1

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第二条関係）―― 2

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>（法附則第十一条の審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>2 法附則第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。</p>	<p>附則</p> <p>この政令は、平成十六年四月一日から施行する。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）</p> <p>第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三条第一項において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。</p> <p>二 郵政民営化法に規定する事務（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。</p> <p>（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二十三条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七十四条、整備法</p>	<p>附則</p> <p>（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）</p> <p>第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三条において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。</p> <p>二 （同上）</p> <p>（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二十三条 （同上）</p>

附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二百五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 | 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項及び前項に定めるもののほか、平成三十六年三月三十一日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）附則第十条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。